

令和8年4月1日

マナ奨学金規程

社会福祉法人いなほ会

(目 的)

第1条 本規程は、社会福祉法人いなほ会（以下「いなほ会」という）に看護師、介護福祉士として就業を希望する者、または、いなほ会に在職している者で理事長が認める資格取得のため、または、自らのスキルアップでいなほ会のサービスの質の向上に寄与することを目指し各種研修・セミナーを受講する者に対し、その就学並びに就業に必要な資金を貸与することにより、看護師、介護福祉士の確保並びに職員のスキルアップと就労意欲の向上を図る事を目的とする。

(被貸与者等)

第2条 この規程により、奨学金の貸与を受ける者を奨学生という。

2 奨学生は、原則として他の同種の奨学金の貸与を受けていない者に限る。

3 前項に定める「同種の奨学金」とは、将来奨学金の貸与主体に奨学生が職員として勤務する意思があることを主たる条件とする奨学金制度をいう。

(募 集)

第3条 いなほ会は、奨学金を希望する学生、または、いなほ会に在職している者で奨学金を希望する者を各年予算の範囲内で募集する。

(申込み、承認及び契約)

第4条 奨学金を希望する学生、またはいなほ会に在職している者で奨学金を希望する者は、奨学金申込書（様式1）、履歴書、住民票謄本、合格通知書又は在学証明書及び成績証明書を添付の上、いなほ会に提出しなければならない。

2 いなほ会は、前項の 奨学金を希望する者が、卒業または資格取得後に職員として就業する意思があると認められるときは、奨学金の申請を承認することができる。

3 奨学金に関し、奨学金契約書（様式2）により契約を締結する。

4 いなほ会に在職している者で理事長が認める資格取得等の研修・セミナー等を受講するための奨学金を希望する場合は、当該研修・セミナー等の要綱等を添付すること。

(貸与額及び貸与の方法)

第5条 いなほ会は奨学生に対し、以下の奨学金を貸与する。

区 分	奨学金の種類	受給要件	支給額
A	看護師または介護福祉士資格を取得するための費用の貸与	○沖縄県内・県外を問わず 看護大学、看護・介護の 専門学校に通学する者 ○通信過程で看護・介護の 資格取得を目指す者 ○専門研修の受講で看護・介 護の資格取得を目指す者	卒業または修了までの 授業料の全額及び就学 支援金月額10万円
B	看護師または介護福祉士資格を取得するための学費の貸与	Aに同じ	卒業又は修了までの 授業料の全額

C	看護師または介護福祉士資格を取得するための就学支援費貸与	Aに同じ	月額10万円
D	理事長が必要と認める資格取得を目指す場合の学費の貸与	書類審査及び理事長面接により決定する	授業料の全額
E	通勤や業務遂行に係る自動車等の運転免許取得のための費用 ※自動車等とは：2輪車を含む	いなほ会に就労を希望する者、または在職中の職員で看護師・介護福祉士等の資格取得を目指す者	費用の全額
F	マナ奨学金以外の過去に受給 ※注1 した奨学金の返済支援	書類審査及び理事長面接により決定する	返済すべき額のうち契 ※注2 約期間内の返済金 但し上限5万円/月額

※注1：日本学生支援機構（JASSO）、全国母子寡婦福祉団体協議会、あしなが育英会等の奨学金。

但し「勤労することにより返還免除」等の条件がある奨学金は対象外とする。

※注2：労働条件通知書で定める就業期間をいう。

（奨学金の貸与期間）

第6条 奨学金は、締結した契約書（以下「契約」という）に定められた月から当該契約の奨学生が卒業する日の属す月までの間（正規の修業年限に相当する期間に限る）とする。

（貸与の休止）

第7条 いなほ会は、奨学生が休学し、若しくは停学の処分を受け、又は進級できなかったこと等により同一学年の課程を再度履修する場合には、当該同一学年の課程を再度履修する年度分の貸与は行わないものとする。

（契約の解除）

第8条 いなほ会は奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは契約を解除する。

- （1）退学したとき
- （2）学業成績が著しく不良となったと認められるとき。
- （3）奨学金を辞退したとき。
- （4）死亡したとき
- （5）前各号に掲げるもののほか、奨学金の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき
- （6）奨学生が本規程に違反したとき。
- （7）在職中に奨学金を受ける者が、就業規則第53条、第54条に該当したとき。

（連帯保証人）

第9条 奨学生は、いなほ会が承認する連帯保証人を2名立てなければならない。

2 前項の連帯保証人は、いなほ会に対し奨学生と連帯して、この規程に定める一切の金銭の債務を負担するものとする。

3 第1項の連帯保証人のうち、1名は生計をともに営む父母（父母が共にいない場合は兄弟

またはこれに代わる者）とし、1名は生計を別にする親族とする。

- 4 連帯保証人の死亡、信用状態の悪化、債務整理手続きの開始等、いなほ会が連帯保証人を徴した目的を達成できなくなるおそれある事態が生じたときは、奨学生はその旨を直ちにいなほ会に報告し、いなほ会が要求する措置（連帯保証人の追加等）を早急に取りなければならない。

（奨学金返還の免除）

第10条 いなほ会は、奨学生が就学を終えまたは卒業し資格取得後、「従事必要期間」（下記表参照）をいなほ会に常勤で看護業務及び介護業務等に従事したときは、奨学金返還の債務を全額免除するものとする。なお、看護師資格を取得した奨学生がいなほ会の当該業務に従事開始する時期は、卒業後、5年間猶予することができる。

- 2 休職、停職、育児休業その他の事由により業務に従事することができなかった期間は業務従事期間に算入しないものとする。

「従事必要期間」一覧

区分	奨学金の種類と支給額	従事必要期間
A	看護師・介護福祉士資格取得に係る授業料全額と 就学支援金月額10万円	奨学金を受けた期間の 1.5倍の期間
B	看護師・介護福祉士資格取得に係る授業料全額	
C	看護師・介護福祉士資格取得に係る就学支援金 月額10万円	
D	理事長が認めた資格取得に係る授業料の全額	資格取得後、奨学金を受けた期間の1.5倍の期間
E	自動車免許等 取得費用全額の支援	免許取得後2年
F	いなほ会就業中に係る返済すべき奨学金の全額	償還支援を受けた期間の1.5倍の期間

（奨学金の返還）

第11条 奨学生は前項の規程による返還債務の免除の適用を受けない奨学金（以下「返還すべき奨学金」という）があるときは、当該奨学金を一括して返還しなければならない。

- 2 奨学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規程により返還すべき奨学金に利息を付した額を、当該事由が生じた日の属する月の翌月の末日までに返還しなければならない。

- （1）第8条の規程により契約が解除されたとき。
- （2）大学看護学専攻・看護大学・看護師養成の専門学校・介護福祉士養成の専門学校等を卒業した日から一年を経過する日の属する月の末日までに看護師国家試験または介護福祉士国家試験に合格しなかったとき。
- （3）卒業後、直ちにいなほ会の業務に従事しなかったとき。但し、看護師資格を取得した奨学生のうち5年間の猶予を受けた者については、その指定の期日を過ぎたとき。
- （4）奨学生がいなほ会に在籍する職員であり、就学期間終了後3年以内に資格取得しな

かったとき。または、資格取得後 3 年未満で退職したとき。

(5) 従事必要期間を満了に至らず退職したとき。

- 3 前項の利息の額は、各々の返還すべき奨学金の貸与を受けた日から貸与の終期の日までの期間の日数に応じ、返還すべき奨学金の額に上限年 3 % の割合で計算した額とする。(但し、前項の (1) 及び (2) に該当する者に関しては、利息を免除する。)

(延滞利息)

第 12 条 奨学生で、前条 2 項に定める奨学金を返還すべき日までに、これを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年 14.5% の割合で計算した延滞利息を徴収するものとする。

(特別措置)

第 13 条 奨学生が、病気や死亡等やむを得ない事情に関しては、いなほ会は、奨学金の返還についてその一部を減額し、または全部を免除することができる。

- 2 奨学生が、業務従事期間中に死亡、または業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき、または災害、病気、負傷その他やむを得ない理由により業務を継続することができなくなったとき、いなほ会は、奨学金についてその一部を減額し、または全部を免除することができる
- 3 いなほ会は、奨学生に災害、疾病その他やむを得ない事由があると認められたときは、必要と思われる期間、返還債務の履行を猶予する事ができる。

(報告義務)

第 14 条 奨学生は、毎年 4 月 30 日までに過去 1 年分（前年度 4 月 1 日～当年 3 月 31 日まで）の成績証明書をいなほ会に報告しなければならない。また、契約書の記載内容に変更が生じた場合は速やかに報告しなければならない。

- 2 奨学生は、休学、停学、留年および復学するに際しては、速やかにその旨を報告しなければならない。

(紛 争)

第 15 条 契約に関して裁判上の紛争が生じた場合は、那覇簡易裁判所または那覇地方裁判所を 1 審の専属的合意管轄裁判所とする。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。（「貸与額及び貸与の方法 第 5 条」の追加）

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。（第 5 条 D に関する記述の追加）

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。（第 5 条 F に関する記述の追加）

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。（奨学金種類の新設）

この規程は、令和 4 年 6 月 1 日より施行する。（奨学金の返還の改定）

この規程は、令和 8 年 4 月 1 より施行する（奨学金 E の新設）

様式 1

令和 年 月 日

奨学金申込書

社会福祉法人 い な ほ 会
理 事 長 新 垣 元 殿

学 校 名 _____
(事業所名)

氏 名 _____ 印
〒

住 所 _____

電話番号 _____

E mail _____

私は、令和_____年度マナ奨学金規定に基づき、下記のとおり
奨学金を申請いたします。

なお、奨学金を受けることになったとき、卒業または資格取得後に社会福祉法人いなほ会に
として従事します。

また、奨学金の債務が生じたときは、同規程により、期限内に確実に返済します。

記

1、希望貸与期間 自：令和_____年_____月_____日

至：令和_____年_____月_____日

2、希望奨学金額 総額_____円

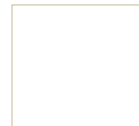
(月額_____円)

以 上

＊ 履歴書・住民票謄本・合格通知書及び証明書（在学証明・成績証明）を添付すること

＊ _____二重線部分には職種（看護師/介護福祉士等）を記入すること

様式 2



(収入印紙)

奨学金契約書

社会福祉法人いなほ会（以下「甲」）と _____（以下「乙」という）は社会福祉法人いなほ会のマナ奨学金規程（以下「規程」という）に基づき、奨学金について、次のとおり契約を締結する。

第 1 条 甲は、乙に対し、次のとおり奨学金を貸与する。

（1）月 額 _____ 円 又は _____ 円（一括）

（2）期 間 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日から（ _____ ）月間

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日まで

第 2 条 乙は、奨学金を受けたときは、規程に基づきその債務を履行するものとする。

第 3 条 連帯保証人は、乙と連携して、契約から生じる乙の債務を負担するものとする。

第 4 条 甲及び乙は、この契約書及び規定に定めのない事項並びに疑義の生じた事項については、誠意を持って協議し、解決するものとする。

この契約を証するため、契約書 2 通を作成し、甲乙各 1 通を保有するものとする。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

貸主（甲） 住 所 沖縄県中頭郡中城村字添石 3 6 3 番地
氏 名 社会福祉法人いなほ会 理事長 新 垣 元 印

借主（乙） 住 所 _____
氏 名 _____ 印

連帯保証人 住 所 _____
氏 名 _____ 印（実印）

連帯保証人 住 所 _____
氏 名 _____ 印（実印）

*連帯保証人は印鑑証明書 1 通の提出をお願いします。

様式 3

いなほ会発第
令和 年 月 号
日

様

社会福祉法人 い な ほ 会
理 事 長 新 垣 元

奨学金決定通知書

あなたは、令和____年度、社会福祉法人いなほ会の奨学生として決定
しましたのでここに通知します。

様式 4

令和 年 月 日

奨学金振込申請書

社会福祉法人 い な ほ 会

理事長 新 垣 元 様

私の奨学金について、下記の指定口座に金融機関口座に振込を希望いたします。

(申請人)
〒
住 所 _____
氏 名 _____ 印

指定金融機関口座	振込先銀行名	銀行	支店
	口座の種類	普通預金 ・ 当座預金	
	口 座 番 号		
	口座名義人		

＊口座名義人は、申請者（奨学生）本人とする。

社会福祉法人いなほ会
マナ奨学生募集要項

【募集人数】 若干名（原則として、1 学年につき 2 名まで）

【申込資格】

- A、看護師及び介護福祉士資格取得のため大学または専門学校に就学する者
- B、マナ奨学金以外の奨学金の返済支援を受けたい者でいなほ会での就労を望む者
- C、各種^{※注}資格取得を目指す者でいなほ会での就労を望む者

【金 額】 授業料の全額及び就学支援金 10 万円他、詳細は「マナ奨学金規程」参照

【期 間】

- 上記 A の場合 ; 貸与を受け始めた学年から通常の卒業年度まで
- 上記 B の場合 ; 返済すべき奨学金が完済するまで
- 上記 C の場合 ; 各種^{※注}資格を取得するまで ※注 ; 詳細は「マナ奨学金規程」参照

【提出書類】 (1) 奨学金申込書 (2) 履歴書 (3) 住民票謄本
(4) 合格通知書または在学証明書 (5) 成績証明書

【貸付期間中の留意事項】

上記 A の場合は、貸付期間中の各年度毎に成績証明書の提出と適宜の面談を行います。
また、全ての奨学生に社会福祉法人いなほ会の事業に対する認識を深めていただくため、いくつかの大きな行事には可能な限り参加して頂きます。

【貸付金の償還免除について】

- ・「マナ奨学金規程」第 10 条の定めに従い社会福祉法人いなほ会で看護師または介護福祉士等として勤務する他、「マナ奨学金規程」に定める場合に該当すれば、貸付金の償還は全額免除されます。
- ・奨学金の償還免除の対象とならない場合には、貸与の期間が満了した時、又は奨学金を取り消されたときに、直ちに奨学金に所定の利息を付けて償還しなければなりません。但し、災害や疾病、その他やむを得ない事由があると認められるときは、償還を猶予いたします。

【奨学金の決定】 必要な書類を提出した者に対して、当法人において書類審査を行い、その後面接を実施し決定します。

【申込方法】 必要な書類を下記のあて先に提出して下さい。（直接持参または郵送にて）
〒901-2404 沖縄県中頭郡中城村字添石 3 6 3 番地
社会福祉法人いなほ会 総務課 宛て

【お問合せ先】 社会福祉法人いなほ会 事務局 TEL 098-895-4407